

議案第 35 号

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例の一部改正について

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例の一部を改正する条例

伊賀市インターネットを介した人権侵害のない社会づくり条例（平成6年伊賀市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。